

(会議費)

打ち合わせ会議お茶代
先当割 10%

領 収 証 No. _____

玉城ノブ子様
令和4年 6月14日
下記正に領収いたしました

箱 1942014
上原商店

税込 合計金額	7250-	税率	%	消費税額等
品名	数量	単価	金額(税抜・税込)	
飲み物			250	
合 計			7250	

コクヨ ウケ-39

相談、会議お茶代 10%

領 収 証

玉城ノブ子様

¥875-

但し

8%対象額
(内消費税

¥875
¥64)

お買上日: 2023年01月09日(月)
作成場所

お茶代

上記正に領収致しました。

ダイレックス 株式会社

本社 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930

お買上店舗 ダイレックス糸満店

TEL.098-992-3175

担当者:

7149-01-8495-76290300 (01)

(この領収証は、感熱紙を使用しております。保管には十分注意してください。)

(資料購入費)

充当割 100%

平和新聞 2022年4月～2023年3月分

領 収 証

玉城ノア子

様

No. _____

★ 7,200円也

但 平和新聞 購読料 (22年4月～23年3月)

2023年 1 月 21 日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等

収 入
印 紙

ココヨ ウケ-1087

T900-0012 沖縄県那覇市泊2-20-7 山

沖縄県平和委員会

電話 098-988-8172 FAX 098-988-8173

(資料購入費)

充当割 100/100

タイムス新聞代

2022年4月 ~ 2023年3月分

領 収 証

玉城 17子相談事務所

様 No. _____

★ ¥36,900-

但 新聞購読代として (2022年4月分~2023年3月分まで)

2023年3月10日 上記正に領収いたしました (80,3075×12)

収 入
印 紙

Co-1097

内 訳		
税率	金額 (税抜・税込)	消費税額等
8%	34,176	2,724
税率	金額 (税抜・税込)	消費税額等
%		

沖縄タイムス糸満南販売店
糸満市字糸満1099番地
TEL (098) 994-5253
店主 上原 純

登録番号 T1810745734933

充当割 100/100

琉球新報

2022年4月 ~ 2023年3月分

領 収 証

玉城 17子

様 No. _____

★ ¥36,900-

但 2022年4月~2023年3月の新聞代として

2023年3月15日 上記正に領収いたしました

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

内 訳	
税抜金額	
消費税額等 (%)	

糸満市糸満1410-4-1F
琉球新報 糸満一・照屋・与座
高橋入口・真栄里
店主 石嶺 武 Tel 992-5570

月刊『住民と自治』 2022年4月～2023年3月まで
売価割 $\frac{100}{100}$

(資料購入費)

2023年3月22日

領 収 証

沖縄県議会議員 玉城ノブ子 様

¥7,944-

月刊『住民と自治』誌代1年分(22年4月号～23年3月号)として

おきなわ住民自治センター
〒900-0022 那覇市樋川第1
樋川第1
電話 098-933-2222

(資料購入費)

充当割 $\frac{100}{100}$

冊子代

* 政務活動や議会での質問に生かす資料として活用している。

2023年3月22日

領 収 証

沖縄県議会議員 玉城ノブ子 様

¥ 1, 320 -

「平和で豊かな沖縄を求めて」冊子代として

議会質問に生かす

おきなわ住民自治研究会
〒900-0022 那覇市樋川第1-6-7
樋川第1ビル305
電話-098-855-2515

(資料購入費)

充当割 100%

「農民」講読料 2022年4月～2023年3月分

領 収 書

NO 11

玉城 ノブ子 様

2023年3月27日

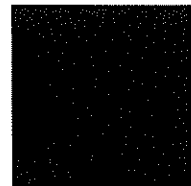
領収額 ¥7,200

左記の金額を領収いたしました。

項目	単価	数量	金額	備考
新聞「農民」代	600	12	7,200	2022, 4月～
				2023, 3月
計			7,200	

沖縄県農民組合連合会長 中村 康憲

〒901-0617 南城市愛地782 TEL948-1783



充当率 $\frac{100}{100}$

(資料購入費)

「生活と健康を守る会」

新聞代金

2022年4月～2023年3月分

領収書

玉城ノブ子 様

合計金額 3,600 円

但し、領収金額内訳は下記の内訳表のとおりです。

上記の通り確かに領収致しました。

領収 2023年3月30日

沖縄県生活と健康を守る会連合会

内訳	金額(円)	備考
11会費		～
12新聞代	3,600	2022年4月～2023年3月

那覇市壺屋2-5-7 ひめゆりビル3階

電話 098-833-8161

担当

(資料購入費)

充当割 100%

書籍代金

★ 政務活動(生活相談)、議会の質詢などに活用

領 収 書

玉城ノブ子 様

合計金額 3,500 円

但し、領収金額内訳は下記の内訳表のとおりです。

上記の通り確かに領収致しました。

領収 2023年 3月 30日

沖縄県生活と健康を守る会連合会

内訳	金額(円)	備 考
11会費	0	～
12新聞代	0	～
賛助	0	
書籍代金	3,500	くらしに役立つ制度のあらし

那覇市壺屋2-5-7 ひめゆりビル3階

電話 098-833-8161

担当

統一様式-①

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
5/2	家賃 4月分/銀行引き落とし料金	30,220	95/100	28,709
5/31	家賃 5月分/銀行引き落とし料金	30,220	95/100	28,709
6/30	家賃 6月分/銀行引き落とし料金	30,220	95/100	28,709
8/1	家賃 7月分/銀行引き落とし料金	30,220	95/100	28,709
8/31	家賃 8月/銀行引き落とし料金	30,220	80/100	24,176
9/30	家賃 9月分/銀行引き落とし料金込み	30,220	80/100	24,176
10/31	家賃 10月分/銀行引き落とし料金込み	30,220	95/100	28,709
11/30	家賃 11月分/銀行引き落とし料金込み	30,220	95/100	28,709
1/4	家賃、12月分/銀行引き落とし料金込み	30,220	95/100	28,709
1/31	家賃、1月分/銀行引き落とし料金込み	30,220	95/100	28,709
2/28	家賃、2月分/銀行引き落とし料金込み	30,220	95/100	28,709
3/31	家賃、3月分/銀行引き落とし料金込み	30,220	95/100	28,709
4/28	電気料金4月分	4,416	95/100	4,195
5/30	電気料金5月分	4,105	95/100	3,899
6/28	電気料金6月分	4,464	95/100	4,240
7/28	電気料金7月分	5,039	95/100	4,787
8/29	電気料金8月分	5,290	80/100	4,232
9/28	電気料金9月分	6,404	80/100	5,123
10/31	電気料金10月分	3,575	95/100	3,396
11/28	電気料金11月分	2,238	95/100	2,126
12/27	電気料金12月分	3,119	95/100	2,963
1/31	電気料金1月分	4,788	95/100	4,548
2/28	電気料金2月分	3,238	95/100	3,076
3/28	電気料金3月分	3,585	95/100	3,405
5/16	水道料金4月分	2,191	95/100	2,081
6/15	水道料金5月分	2,191	95/100	2,081
7/15	水道料金6月分	2,191	95/100	2,081
8/15	水道料金7月分	1,095	95/100	1,040
9/15	水道料金8月分	1,095	80/100	876
10/17	水道料金9月分	1,095	80/100	876
11/15	水道料金10月分	2,191	95/100	2,081
12/15	水道料金11月分	2,191	95/100	2,081
1/16	水道料金12月分	2,191	95/100	2,081

(事務所費)

統一様式-①

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
2/15	水道料金1月分	2,191	95/100	2,081
3/15	水道料金2月分	1,095	95/100	1,040
4/17	水道料金3月分	1,095	95/100	1,040
事務所費 充当合計				400,871

(事務所)

表紙デザイン：第20回りゅうぎん紅型デザインコンテスト 大賞「花風」新垣 優香

Carbon Offset 4,467 kg

環境にやさしい素材の
エコロスを使用した
カーボンオフセット
によって。
www.climatepartner.com/jp/
登録番号
53546-2011-1006



2009年
11月
15日
印刷
P10114
www.fsc.org
FSC C009430

責任ある木質資源を
使用した紙
FSC
www.fsc.org
FSC C009430

BANK OF THE RYUKYUS



本紙は、MUD協会
により、できるだけ
多くの方に買やすい
よう配慮して制作し
ていると認定されて
おります。
認証番号 P10182



店番号
口座番号

様 ノブ子 玉城

琉球銀行



(相谈事務所家賃) 31在落し料込み)

(専務所費)

* 1.27Aに1回2時間程度 充当割 95/100 月 28709
の支部会議に使用

* 8月9月に2回選挙のため月2回程度のみ会議使用 80/100

04-05-02 WTU 30,220 P子ン オ-Iン 充当割

* 4月 充当額 95/100 月 28709

04-05-31 WTU 30,220 P子ン オ-Iン

* 5月 充当額 95/100 月 28709

04-06-30 WTU 30,220 P子ン オ-Iン

* 6月 充当額 95/100 月 28709

04-08-01 WTU 30,220 P子ン オ-Iン

* 7月 充当額 95/100 月 28709

04-08-31 WTU 30,220 P子ン オ-Iン

* 8月 充当額 24.176円 充当割 80/100 選挙のためA23回の会議

04-09-30 WTU 30,220 P子ン オ-Iン

* 9月 充当額 24.176円 充当割 80/100 選挙のため月2.3回の会議

04-10-31 WTU 30,220 P子ン オ-Iン

* 10月 充当額 95/100 月 28709

04-11-30 WTU 30,220 P子ン オ-Iン

* 11月 充当額 95/100 月 28709

05-01-04 WTU 30,220 P子ン オ-Iン

* 12月 充当額 95/100 月 28709

05-01-31 WTU 30,220 P子ン オ-Iン

* 1月 充当額 95/100 月 28709

05-02-28 WTU 30,220 P子ン オ-Iン

* 2月 充当額 95/100 月 28709

05-03-31 WTU 30,220 P子ン オ-Iン

* 3月 充当額 95/100 月 28709

(事務所電気代金) 2月4日11回程度短冊会議で利用 充当割 $\frac{95}{100}$ (事務所費)

8月9月は送券のため月.2-3回り会議使用 充当割 $\frac{80}{100}$

* $\frac{95}{100}$ 充当額 (¥ 4195)	4月分
04-04-28 WTU	4,416 枚付テ"ソリヨク 4ツキ
* $\frac{95}{100}$ 充当額 (¥ 3899)	5月分
04-05-30 WTU	4,105 枚付テ"ソリヨク 5ツキ
* $\frac{95}{100}$ 充当額 (¥ 4240)	6月分
04-06-28 WTU	4,464 枚付テ"ソリヨク 6ツキ
* $\frac{95}{100}$ 充当額 (¥ 4787)	7月分
04-07-28 WTU	5,039 枚付テ"ソリヨク 7ツキ
* $\frac{80}{100}$ 充当額 (¥ 4232)	8月分 *
04-08-29 WTU	5,290 枚付テ"ソリヨク 8ツキ
* $\frac{80}{100}$ 充当額 (¥ 5123)	9月分 *
04-09-28 WTU	6,404 枚付テ"ソリヨク 9ツキ
* $\frac{95}{100}$ 充当額 (¥ 3,396)	10月分
04-10-31 WTU	3,575 枚付テ"ソリヨク 10ツキ
* $\frac{95}{100}$ 充当額 (¥ 2126)	11月分
04-11-28 WTU	2,238 枚付テ"ソリヨク 11ツキ
* $\frac{95}{100}$ 充当額 (¥ 2963)	12月分
04-12-27 WTU	3,119 枚付テ"ソリヨク 12ツキ
* $\frac{95}{100}$ 充当額 (¥ 4548)	1月分
05-01-31 WTU	4,788 枚付テ"ソリヨク 1ツキ
* $\frac{95}{100}$ 充当額 (¥ 3,076)	2月分
05-02-28 WTU	3,238 枚付テ"ソリヨク 2ツキ
* $\frac{95}{100}$ 充当額 (¥ 3405)	3月分
05-03-28 WTU	3,585 枚付テ"ソリヨク 3ツキ

(事務所 水道料金) 充当割 $\frac{95}{100}$ 12ヶ月に1回支部会議
 利用のため。 (事務所費)

8.9月充当割 $\frac{80}{100}$ 月. 2回程度の会議 使用
 (運賃のため)

	* $\frac{95}{100}$	充当額 ¥2081	(4月分)
04-05-16 WTU		2,191	サイトウ04カ"ツ
	* $\frac{95}{100}$	充当額 ¥2081	(5月分)
04-06-15 WTU		2,191	サイトウ05カ"ツ
	* $\frac{95}{100}$	充当額 ¥2081	(6月分)
04-07-15 WTU		2,191	サイトウ06カ"ツ
	* $\frac{95}{100}$	充当額 ¥1040	(7月分)
04-08-15 WTU		1,095	サイトウ07カ"ツ
	8月分 * $\frac{80}{100}$	充当額 ¥876	(8月分)
04-09-15 WTU		1,095	サイトウ08カ"ツ
	9月分 * $\frac{80}{100}$	充当額 ¥876	(9月分)
04-10-17 WTU		1,095	サイトウ09カ"ツ
	* $\frac{95}{100}$	充当額 ¥2081	(10月分)
04-11-15 WTU		2,191	サイトウ10カ"ツ
	* $\frac{95}{100}$	充当額 ¥2081	(11月分)
04-12-15 WTU		2,191	サイトウ11カ"ツ
	* $\frac{95}{100}$	充当額 ¥2081	(12月分)
05-01-16 WTU		2,191	サイトウ12カ"ツ
	* $\frac{95}{100}$	充当額 ¥2081	(1月分)
05-02-15 WTU		2,191	サイトウ01カ"ツ
	* $\frac{95}{100}$	充当額 ¥1040	(2月分)
05-03-15 WTU		1,095	サイトウ02カ"ツ
	* $\frac{95}{100}$	充当額 ¥1040	(3月分)
05-04-17 WTU		1,095	サイトウ03カ"ツ

事務所費充当状況申告票

議員名 玉城ノブ子

1. 事務所の状況

住所	糸満市字糸満1948・マンション友
----	-------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	95/100
------	--------

充当割合の説明：

1ヶ月に1回2時間程度、支部会議に使用

(関係経費)		(充当額)	
家賃(月額)	30,000 円	家賃(月額)	28,500 円
その他	円	その他	円
	円		円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

玉城ノブ子



事務所概要申告票

議員名 玉城ノブ子

1. 物件の所在

住所	糸満市字糸満1948、マンション友
電話番号	[REDACTED]

2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所
・賃貸借契約先 [REDACTED]
・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者
・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

玉城ノブ子



賃借人 氏名



住所



NO.

事務所費

事業用貸借契約書

マンション友 (102号室)

貸主

[REDACTED]

借主

玉城 ノブ子

(携帯)

[REDACTED]

☎(職場)

- -

期間 自 令和 2 年 3 月 1 日

至 令和 4 年 6 月 30 日

沖縄県知事 (11) 第0718号

糸満市西崎6-16-1 嘉数ビル103号



有限会社オ ー エ ン

代表取締役 大 城 昇

☎(098) 992-2222

事業用賃貸借契約書（店舗）

（※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。）

（契約の締結）

第1条 貸主 ■■■■■（以下甲という）及び借主 玉城 ノブ子（以下乙という）は下記の目的物件（以下「本物件」という。）について、事務所 に供することを目的とする賃貸借契約（以下「本契約」という。）を以下のとおり締結した。

目的物件の表示

所在地 糸満市字糸満1948番地

構造 鉄筋コンクリート造 4階建て

賃貸借部分 1階部分 102号室 m² (坪)

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和 2 年 7 月 / 日より令和 4 年 6 月 30 日までの 2 年間とする。但し、この期間が経過しても、甲又は乙いずれからも書面による異議の申し立てがないときは、この契約期間を更に1年延長するものとする。以後同様とする。

（賃料）

第3条 賃料は月額金30,000円也とし、これを毎月末日までに翌月分を、各金融機関の口座振替（自動引き落とし）で支払うものとする。乙が振込みの場合は毎月25日までに翌月分を支払うものとする。引落とし手数料、振込み手数料は乙の負担とする。

2 乙が賃料の支払いを遅滞した場合、甲は直ちに家賃保証会社に対して家賃の立替の請求及び連帯保証人に対して賃料の支払いを催促する事ができる。

3 入居の時の賃貸料は日割り計算とする。出居の際は日数のいかんを問わず月計算とする。

4 法令の定めた事由又は経済情勢の変動、公租公課の増額、近隣の貸店舗料金との比較等により不相応になったとき、その他の負担の増加等でやむを得ない事由により甲からの賃貸料の増加を申し出たときは甲・乙協議して決定する。

（共益費）

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下「維持管理費」という。）に充てるため、共益費を月額金 一 円也とし、これを第3条の賃料とともに甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

- 2 乙は、前条に定める賃料のほか、電気・ガス・上下水道その他専用設備に係る使用料金、並びに塵取り料、衛生に要する諸経費等を負担する。
- 3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険（借家人賠償責任保険）に加入するものとする。
- 4 乙は、第1条記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設に改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

(敷金・礼金)

第6条 乙はこの契約に基づく債務の履行を担保するため敷金として金 80,000 円也をこの契約成立と同時に甲に預け入れる。但し敷金には利息を付さないものとする。

- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができない。
- 3 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合には、本物件の明け渡し後、遅滞なく、その残額を無利息で乙に返還しなければならない。不足が生じた場合は、乙は直ちにその不足額を納めなければならない。
- 4 敷金返還について、乙が契約期間以内に解約する場合には敷金の返還は無いものとする。契約期間以後の解約については、敷金の半額を返還するものとする。但し明渡しは、原状回復とする。
- 5 賃料が増額された場合、乙は、第1項に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額の差額を、敷金に補填するものとする。
- 6 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。
- 7 乙は甲に、礼金として金 — 円を支払い、入居期間の長短に係わらず、返還しない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと

四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

- ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造もしくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、第1条の事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。
- 一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
 - 二 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと。
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲に書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置。
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合、その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(原状の変更)

第10条 乙が、本物件を第1条の事業内容に従い使用する上で必要な模様替え、附属施設の設置等をする場合には、あらかじめ甲の承諾を得た上で甲の指示に従い施工するものとし、その費用は乙が負担するものとする。

- 2 前項の工事により法令による設備の新規改善の必要が生じた場合、その費用は乙が負担するものとする。

(契約期間中の修繕)

第11条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
- 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
- 5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行うことができる。

- 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
- 二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

- 第12条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
 - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき。
- 2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
- 一 本物件を第1条記載の事業以外の用に供したとき。
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき
 - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき。
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき。
 - 五 銀行取引の停止。
 - 六 破産手続きの開始。
 - 七 民事再生手続きの開始。
 - 八 会社更生手続きの開始。
 - 九 特別清算手続きの開始。
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第13条 乙は、甲に対して1ヶ月前までに解約の申し入れを行うことにより、本契約を解除することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申し入れの日から1ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申し入れの日から起算して1ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

- 第14条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。
- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

第15条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

第16条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知のうえ、本契約が終了する日までに本物件を明渡ししなければならない。

2 乙は、第12条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明渡ししなければならない。

3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。

4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

5 本契約終了時に本物件等内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。

6 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引き渡し当初の原状に復せしめなければならない。

7 甲及び乙は、前項に基づいて乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。

(ハウスクリーニング)

第17条 本物件の明渡し時において、乙は、第16条の原状回復に要する費用とは別に、本物件のハウスクリーニングの費用を負担するものとする。その際、使用した電気・水道の料金も乙の負担とする。

(甲の通知義務)

第18条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等の支払い方法の変更。
- 二 管理業者の変更。

(乙の通知義務)

第19条 乙又は連帯保証人は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できる場合は、第8条第1項の定めに従うものとする。
- 二 長期に休業するとき。
- 三 連帯保証人の住所・氏名・緊急の連絡先・その他の変更。

四 連帯保証人の死亡又は解散。

五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき。

(延滞損害金)

第20条 乙は本契約により生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払らうものとする。

(乙の債務の担保)

第21条 本契約においては、連帯保証人の欄に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする。

二 前号の丙の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とする。

三 丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする。

ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る。

イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき

ウ 乙又は丙が死亡したとき

四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙(前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人)は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする。

五 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

六 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する。

ア 乙の財産及び収支の状況

イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

(免責)

第22条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協 議)

第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、那覇地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

1. 日常生活に起因する内部造作、設備器具等の修繕、若しくは外部或は第三者から被害を受けた場合の修繕の費用は乙の負担とする。
1. 廊下及び駐車場、ゴミ置き場等の共同使用部分においては、賃借人が清掃を行うものとする。
1. 廊下及び駐車場、ゴミ置き場等の共同使用部分にゴミ等を放置することにより他の住居人に迷惑をかけた場合には、乙は本契約を解約し、退去するものとする。
1. 道路の拡張・区画整理事業等により本賃借物件が立退き・取壊しになる場合は、乙は、事業者・甲に協力するものとする。
1. 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときはあらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。但し、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、甲はあらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。
1. 乙は、日常生活において排水管が詰まる現象が起きた場合（建物老朽化による詰まりを除く）、修繕費を負担するものとする。

本契約を証するため本契約書2部を作成し甲その2部乙その1部を保持する。

事務所費

令和 2 年 7 月 1 日

貸貸人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 印 [Redacted]

賃借人 住所 糸満市字糸満 1198番地

氏名 王 城) ブ子 [Redacted]

鍵の受取り 鍵番号 本

連帯保証人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] [Redacted]

極度額 [Redacted] 印

家賃債務保証業者 業者名

所在地

登録番号

宅地建物取引業者 免許番号 沖縄県知事 (11) 第0718号

住 所 〒901-0305 糸満市西崎6丁目16番1号 嘉数ビル103号

氏 名 有限会社 オーエン 代表取締役 大城昇 [Redacted]

宅地建物取引士 沖縄県知事 第 [Redacted] 号 [Redacted] [Redacted]

入居者の方へ

入居中・解約予告時・退去時においては、次のことにご注意下さい。

★入居中

1. ゴミは {指定日} に {指定の袋に入れて又は代用券をつけて} お出し下さい

*指定日 毎週(燃えるゴミ・赤) . . . の週 回

(燃えないゴミ・青) 曜日

(粗大ゴミ・代用シール) 曜日 富士盛産業 ☎ 098-994-7979

(資源ゴミ) 曜日

*連絡先 糸満市役所 098-840-8124

2. 電気・水道・ガス等に関するお問い合わせ (引越時の精算等) は下記へ。

電気*沖縄電力 ☎ 0120-586-390 水道*市水道局 ☎ 098-995-2456

ガス*マルキプロパン ☎098-994-3166

★解約予告 (明渡し予告)

1、解約予告は少なくとも30日前までをお願いします。

2、解約予告をされた後、賃貸人及び仲介業者において、次の入居者を募集致します。

その際、賃貸人及び仲介業者立会いのもとに、入居希望者を居室へ案内するという
こともあるかと存じます。その節は何とぞご協力賜りますよう切にお願い申し上げます。

★退去時 (引越しにともなう建物明渡し)

1、お預かりしております『敷金』の「精算」については、「電気」「水道」「ガス」代
等の「引越し精算の領収書」を持参された後に開始致します。

2、引越しにともなう建物の明渡しにおいては、「入居時」に持込まれたもの (家財・物
品等) をすべて搬出するとともに、建物内外の清掃及びゴミの後片付け等をきちんと
すませて下さい。

※ブレーカーの電源もOFFにして下さい。

※ (注) 以上が行われていない場合は、物品等の撤去及び清掃についての「費用」を請求されたり、「敷金の精算」が開始しないということにもなりますのでご注意ください。

統一様式-①

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
4/27	電話代、インターネット料金込み	8,841	95/100	8,398
5/27	電話代、インターネット料金込み5月分	8,664	95/100	8,230
6/27	電話代、インターネット料金込み6月分	9,598	95/100	9,118
7/29	電話代、インターネット料金込み7月分	9,889	95/100	9,394
9/25	電話代、インターネット料金込み8月分	8,648	80/100	6,918
9/25	電話代、インターネット料金込み9月分	8,771	80/100	7,016
10/26	電話代、インターネット料金込み10月分	8,007	95/100	7,606
11/30	電話代、インターネット料金込み11月分	10,954	95/100	10,406
12/26	電話代、インターネット料金込み12月分	10,961	95/100	10,412
1/27	電話代、インターネット料金込み1月分	8,453	95/100	8,030
2/24	電話代、インターネット料金込み2月分	8,031	95/100	7,629
3/27	電話代、インターネット料金込み3月分	8,515	95/100	8,089
4/4	のり、クリップ、ペン	550	全額	550
4/14	ファイル、蛍光ペン、ペンカートリッジ	2,623	全額	2,623
5/17	両面テープ、コピー用紙	2,340	50/100	1,170
5/19	レターファイル、USB、テープ	4,400	全額	4,400
6/19	ラベルシール	3,960	全額	3,960
7/28	定規	920	全額	920
9/28	コピー機トナー代	39,380	全額	39,380
9/29	ペン、マジック	550	全額	550
10/3	ボールペン、マーカー、ハサミ、レポートパッド、ファイル	2,821	全額	2,821
11/18	レポートパッド、ノート、ファイル、ペン	3,366	全額	3,366
11/25	パソコン修理代	6,000	全額	6,000
2/20	封筒、のり、ペン、ノート	2,460	全額	2,460
3/2	住宅地図、バインダーセット	24,860	50/100	12,430
3/2	コピー用紙、ラベルシール、マーカー、ファイル、マウス、	13,196	全額	13,196
3/22	のり、テープ、ボールペン、替え芯、クリアホルダー	6,168	全額	6,168
3/28	事務所パソコン、付属品	2,090	全額	2,090
				203,330

*1:9-ネット料金 95% 充当割 80% (8.9月分)
 3月分~4月分:1回 支那で利用 202444~9月分 送学のため(事務費)

4月分 充当額(8,398)

5月分 充当額(8,230)

6月分 充当額(9,118)

電話料金等領収証 (Receipt)

電話料金等領収証 (Receipt)

電話料金等領収証 (Receipt)

お客さま番号
 [Redacted]
 お客さま氏名
 玉城ノブ子生活相談
 所 様
 金 額
 2022年 4月分
 ¥8,841
 うち、消費税相当額 50円
 西日本電信電話株式会社
 沖縄支店
 お客さまからの
 料金お問合せ先(無料)
 0120-747488

お客さま番号
 [Redacted]
 お客さま氏名
 玉城ノブ子生活相談
 所 様
 金 額
 2022年 5月分
 ¥8,664
 うち、消費税相当額 50円
 西日本電信電話株式会社
 沖縄支店
 お客さまからの
 料金お問合せ先(無料)
 0120-747488

お客さま番号
 [Redacted]
 お客さま氏名
 玉城ノブ子生活相談
 所 様
 金 額
 2022年 6月分
 ¥9,598
 うち、消費税相当額 50円
 西日本電信電話株式会社
 沖縄支店
 お客さまからの
 料金お問合せ先(無料)
 0120-747488

収入印紙貼付欄
 領収日付印
 22.4.27
 (お客さま)

収入印紙貼付欄
 領収日付印
 22.5.27
 (お客さま)

収入印紙貼付欄
 領収日付印
 22.6.27
 (お客さま)

7月分 充当額(9,394)

8月分 充当額(6,918) 充当割 80/100

9月分 充当額(7,016)

電話料金等領収証 (Receipt)

電話料金等領収証 (Receipt)

電話料金等領収証 (Receipt)

お客さま番号
 [Redacted]
 お客さま氏名
 玉城ノブ子生活相談
 所 様
 金 額
 2022年 7月分
 ¥9,889
 うち、消費税相当額 50円
 西日本電信電話株式会社
 沖縄支店
 お客さまからの
 料金お問合せ先(無料)
 0120-747488

お客さま番号
 [Redacted]
 お客さま氏名
 玉城ノブ子生活相談
 所 様
 金 額
 2022年 8月分
 ¥8,648
 うち、消費税相当額 50円
 西日本電信電話株式会社
 沖縄支店
 お客さまからの
 料金お問合せ先(無料)
 0120-747488

お客さま番号
 [Redacted]
 お客さま氏名
 玉城ノブ子生活相談
 所 様
 金 額
 2022年 9月分
 ¥8,771
 うち、消費税相当額 50円
 西日本電信電話株式会社
 沖縄支店
 お客さまからの
 料金お問合せ先(無料)
 0120-747488

収入印紙貼付欄
 領収日付印
 72092
 22.7.29
 (お客さま)

収入印紙貼付欄
 領収日付印
 72925
 (お客さま)

収入印紙貼付欄
 領収日付印
 22.9.25
 (お客さま)

※ インターネット料金は100%充当率!! (4.5.6)

10月分 充当額 (7606)

39A, 49A = 1回 支部で利用

11月分 充当額 (10406)

(事務費)

12月分 充当額 (10412)

電話料金等領収証 (Receipt)

お客さま番号
[REDACTED]

お客さま氏名
玉城ノブ子生活相談
所 様

金 額
2022年10月分
¥8,007
うち、消費税相当額 50円

西日本電信電話株式会社
沖縄支店
お客さまからの
料金お問合せ先 (無料)
0120-747488

収入印紙貼付欄 (お客さま) 領収日付印

電話料金等領収証 (Receipt)

お客さま番号
[REDACTED]

お客さま氏名
玉城ノブ子生活相談
所 様

金 額
2022年11月分
¥10,954
うち、消費税相当額 50円

西日本電信電話株式会社
沖縄支店
お客さまからの
料金お問合せ先 (無料)
0120-747488

収入印紙貼付欄 (お客さま) 領収日付印

電話料金等領収証 (Receipt)

お客さま番号
[REDACTED]

お客さま氏名
玉城ノブ子生活相談
所 様

金 額
2022年12月分
¥10,961
うち、消費税相当額 50円

西日本電信電話株式会社
沖縄支店
お客さまからの
料金お問合せ先 (無料)
0120-747488

収入印紙貼付欄 (お客さま) 領収日付印

2023年 1月分 充当額 (8030)

電話料金等領収証 (Receipt)

お客さま番号
[REDACTED]

お客さま氏名
玉城ノブ子生活相談
所 様

金 額
2023年1月分
¥8,453
うち、消費税相当額 50円

西日本電信電話株式会社
沖縄支店
お客さまからの
料金お問合せ先 (無料)
0120-747488

収入印紙貼付欄 (お客さま) 領収日付印

2月分 充当額 (7629)

電話料金等領収証 (Receipt)

お客さま番号
[REDACTED]

お客さま氏名
玉城ノブ子生活相談
所 様

金 額
2023年2月分
¥8,031
うち、消費税相当額 50円

西日本電信電話株式会社
沖縄支店
お客さまからの
料金お問合せ先 (無料)
0120-747488

収入印紙貼付欄 (お客さま) 領収日付印

3月分 充当額 (8089)

電話料金等領収証 (Receipt)

お客さま番号
[REDACTED]

お客さま氏名
玉城ノブ子生活相談
所 様

金 額
2023年3月分
¥8,515
うち、消費税相当額 50円

西日本電信電話株式会社
沖縄支店
お客さまからの
料金お問合せ先 (無料)
0120-747488

収入印紙貼付欄 (お客さま) 領収日付印

(事務費)

充当割 $\frac{50}{100}$

両面7-70は選考関係に半分は使用。

充当額 ¥1,170

領 収 証

No. _____

玉城ノブ子様

令和4年5月17日

金額 ¥2340

上記正に領収いたしました

大判コピー、ラミネート、
OA機器、紙、各種
糸満事務
糸満市潮崎町2丁目1番14
電話 (098) 994-6222
FAX (098) 994-7410

品名	数量	単価	金額	摘要
1 両面7-70紙			2340	
2 コピー用紙				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11 消費税				
12				
合計			2340	

※毎度有難度う御座います。

(事務費)

補充割 10% / 100

領 収 証

No. _____

玉城 1733 様

令和4年 5月 19日

金額 ¥4400

上記正に領収いたしました

大判コピー、ラミネート、
OA機器、紙、各種事務用品

糸満事務用品

糸満市潮崎町2丁目1番14(〒904-8605)
電話 (098) 994-6222
FAX (098) 994-7410

品名	数量	単価	金額	摘要
1 事務用品代			4400	
2 USB-メモリ				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11 消費税				
12				
合計			4400	

※毎度有難度う御座います。

充当割 100%

(事務費)

0157631

玉城ノブ子様

合計 ¥3,960-

ラベルシール

2022年6月19日

充当割 100%

領 収 証

No. _____

玉城ノブ子様

令和4年7月28日

金額 ¥920-

上記正に領収いたしました

大判コピー、ラミネ
OA 機器、紙、各種

糸満事務

糸満市潮崎町2丁目1番14 (旧役所跡)

電話 (098) 994-5222
F A X (098) 994-7410

品名	数量	単価	金額	摘要
1 定規	1		920	
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11 消費税				
12				
合計			920	

※毎度有難度う御座います。

(事務費)

充当割 100/100

事務所コピー機トナー代金

コードNo. 4742914

領 収 書

No. A 032916

日本共産党 平成17年事務費

2022年 7 月 28 日

金額 39380

但し、...として
上記金額正に領収致しました。
(上記金額には消費税等
...円を含みます)

明 細		元 掛 金	そ の 他	
入金、R区分				
30	0 現金	39380		
	小切手			
	振 込			
	郵 振			
31	手 形			
32	相 殺			
合 計		39380		
振込銀行				
手形期日No.			年 月 日.No.	

収
入
印
紙



理想沖縄株式会社

本社 沖縄県那覇市おもろぎ 900-0006
中部営業所 沖縄県沖縄市古謝 904-2166



取扱者

金額訂正又は改変したものおよび社印、扱者印のないものは無効です。

(事務費)

充当率 100/100

領収証 No. 2289
2022年09月29日
玉城ノブ子様

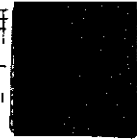
金550円 但し ペン代マシカ

上記正に領収いたしました

(税抜金額 ¥500)
(消費税等 ¥50)

糸満事務用

沖縄県糸満市潮崎町2-
TEL (098) 994-1



充当率 100/100

領収証

玉城ノブ子様 2022年10月3日

¥282/

但商品代金として

上記正に領収いたしました

内訳
モバイルバッテリー
モバイルバッテリー
モバイルバッテリー
モバイルバッテリー

税抜金額
消費税額等 (%)

県庁地下総合売店

サンクス

TEL 098-868-4001
沖縄県那覇市泉崎1-2



(事務費)

充当割 100/100

領収証

玉城 17子 様 R4年11月18日

73366

但 商品代金として
上記正に領収いたしました

県庁地下総合売店
内訳 ノートパック、ノート
74114、ペン代
税抜金額
消費税額等 (%) TEL 098-868-4001
沖縄県那覇市泉崎1-2-2

充当割 100%

領 収 証

玉城 侑

様 No. _____

★ 96,000-

但 10/15修理代として
R4年11月25日 上記正に領収いたしました

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-107

内 訳
税抜金額
消費税額等 (%)

PCリサイクル推進
-DEPOSITO DE RECICLADO-
〒902-0075 沖縄県那覇市国場55番地
TEL 098-851-XXXX

(事務費)

充当割 $\frac{100}{100}$

令頁山又言正

玉、おんりア子様

合計 ¥2,460-

明細	(現金	¥2,460)	(クレジット	¥0)	(その他	¥0)	(内消費税等	¥223)
	(10%対象	¥2,460	¥223)				

但し 上記金額を正に領収いたしました。 封筒・サインのり、ト

印字面を内側に折り保管して下さい

株式会社 カインズ FCサアサ 糸満店 Te098-992-3955

本社 埼玉県本庄市東富田88-2

0794-0004-2087 2023年 2月20日(月) 16:26 担当: [REDACTED]

(事務費)

充当割 $\frac{50}{100}$

送付区域確認にも使用

充当額 ¥12,430

A12 0004150

領 収 証

玉城 子 様 2023 年 3 月 2 日

(金額の訂正は無効です)

金額			百万	拾万	万	千	百	拾	円
				7	2	4	8	6	0

(内消費税及び地方消費税 2200 円)

上記の金額正に領収致しました。

印
紙

株式会社 **ゼンリンイナ-リー**

〒901-0147 沖縄県那覇市宮城1丁目14番25号
TEL: 098-858-2055 FAX: 098-857-3810

担当 者

充当割 $\frac{100}{100}$

令領収証正

玉城 子 様

合 計 ¥13,196-

明細	(現金 ¥13,196)	(クレジット ¥0)	(その他 ¥0)	(内消費税等 ¥1,199)
	(10%対象 ¥13,196)	¥1,199		

但し コピー用紙、ラベル、インク、ポストカード、パッケージ等

上記金額を正に領収いたしました。 799-709-8834

印字面を内側に折り保管して下さい

株式会社 カインズ FCカインズ 糸満店 Te098-992-3955

本社 埼玉県本庄市東富田88-2

0794-0002-8834 2023年 3月 2日(木) 14:40 担当: [Redacted]

(事務費)

両面F-70については、ポスター用のため
金額 ¥432.315 充当額 ¥6168

とする。

充当額 ¥6168

領 収 証

No. _____

玉城 / 子 様

令和5年3月22日

金額 ¥6600

上記正に領収いたしました

大判コピー、ラミネ
OA機器、紙、各種

糸満事務

糸満市潮崎町2丁目1番14
電話 (098) 994-6222
FAX (098) 994-7410

品名	数量	単価	金額	摘要
1 両面F-70	1		△ 432.315	充当外
2 〇〇	1		200	
3 " 四角	1		350	
4 透明F-70	2	315	630	
5 マッキー	2	108	216	
6 替芯	10	80	800	
7 " 3色	5	300	1500	
8 ボーリング	4	135	540	
9 " 3色	2	540	1080	
10 シェービング	8	40	320	
11 消費税			606	
12			674	
合計			6600	

※ 毎度有難度う御座います。

(事務費)

充当割 100/100

事務所 パソコン 付属品



2023年03月28日

領 収 証

玉城 ノブ子 様

金額 ¥2,090 -

但し パソコン 付属品。

消費税等190円含んでおります



株式会社サンエー
(作成地)
沖縄県宜野湾市大山7-2-10

No.301996550
発行店 しおぎシティ
電話番号 098-992-8800

金種	内訳
現金	2,090
クレジット	0
ギフト券等	0
ポイント	0
振込	0

10%対象 ¥2,090
10%対象消費税 ¥190

統一様式-④

令和 4 年度 雇用職員申告票

議員名 玉城ノブ子

被雇用職員名	[Redacted]	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 議員の親族(続柄:)	<input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族外
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一	<input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

令和4年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名

[Redacted]



住所

[Redacted]

雇用者 沖縄県議会議員

玉城ノブ子

勤務の実態を証する提出書類

出勤簿 タイムカード その他:

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

統一様式一⑤

雇用契約書


氏名	■■■■■■■■■■	生年月日	■■■■■■■■■■
住所	■■■■■■■■■■	電話番号	■■■■■■■■■■

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	令和 4 年 4 月 1 日 ~ 令和 5 年 3 月 31 日
主な就業場所	玉城ノブ子無料生活相談所
主な職務内容	相談業務、その他事務
就業時間	月、11日間(週12時間)
休日	日曜、祭日
給与(賃金)	月給40000円
給与支払日	毎月25日
支払方法	直接払い
備考	主に月、水、金勤務
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和 4 年 3 月 31 日

被雇用者 氏名 ■■■■■■■■■■ 雇用者 氏名 玉城ノブ子 

勤務実態申告票

【議員名 玉城ノブ子】

職務内容

区分	職務内容	業務割合(%)	
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの	情報収集（住民相談）・現地調査（相手先との調整、随行、写真撮影、その他補助）	5%
	研修に係るもの		0%
	広聴広報に係るもの	印刷業者との連絡、広報誌配布手配	5%
	要請陳情等に係るもの	住民生活相談、随時対応、議員との調整など	70%
	会議に係るもの	相談事務所の打ち合わせ会議、報告会議などの準備	5%
	資料作成に係るもの		0%
	事務所での庶務に係るもの	政務活動費の管理、収支報告書の作成	15%
小計		100%	
政務活動以外の活動に係る職務			

令和4年度の雇用契約に係る勤務実態は上記の通りである旨、申告します。

雇用者

玉城ノブ子



被雇用者



出勤簿

2022年 令和4年

出勤者

4月	曜日	印	備考	5月	曜日	印	備考
1	金			(休) 1	日		
2	土			2	月	●	
(休) 3	日			(休) 3	火		
4	月	●		(休) 4	水		
5	火			(休) 5	木		
6	水	●		6	金	●	
7	木			7	土		
8	金	●		(休) 8	日		
9	土			9	月	●	
(休) 10	日			10	火		
11	月	●		11	水		
12	火			12	木		
13	水	●		13	金	●	
14	木			14	土		
15	金	●		(休) 15	日		
16	土			16	月	●	
(休) 17	日			17	火		
18	月	●		18	水	●	
19	火			19	木		
20	水			20	金	●	
21	木			21	土		
22	金	●		(休) 22	日		
23	土			23	月	●	
(休) 24	日			24	火		
25	月	●		25	水	●	
26	火			26	木		
27	水	●		27	金	●	
28	木			28	土		
29	金	●		休 29	日		
30	土			30	月	●	
31	/			31	火		

出勤簿

2022年 令和4年

出勤者



6月	曜日	印	備考	7月	曜日	印	備考
1	水	●		1	金	●	
2	木			2	土		
3	金	●		(休) 3	日		
4	土			4	月	●	
(休) 5	日			5	火		
6	月	●		6	水	●	
7	火			7	木		
8	水			8	金	●	
9	木			9	土		
10	金	●		(休) 10	日		
11	土			11	月	●	
(休) 12	日			12	火		
13	月	●		13	水		
14	火			14	木		
15	水			15	金	●	
16	木			16	土		
17	金	●		(休) 17	日		
18	土			(休) 18	月		
(休) 19	日			19	火		
20	月	●		20	水	●	
21	火			21	木		
22	水	●		22	金	●	
(休) 23	木			23	土		
24	金	●		(休) 24	日		
25	土			25	月	●	
(休) 26	日			26	火		
27	月	●		27	水	●	
28	火			28	木		
29	水	●		29	金	●	
30	木			30	土		
31				休 31	日		

出勤簿

2022年令和4年

出勤者

8月		曜日	印	備考	9月		曜日	印	備考
1		月	●		1		木		
2		火			2		金	●	
3		水			3		土		
4		木			(休) 4		日		
5		金	●		5		月	●	
6		土			6		火		
(休) 7		日			7		水	●	
8		月	●		8		木		
9		火			9		金	●	
10		水	●		10		土		
(休) 11		木			(休) 11		日		
12		金			12		月	●	
13		土			13		火		
(休) 14		日			14		水	●	
15		月	●		15		木		
16		火			16		金	●	
17		水	●		17		土		
18		木			(休) 18		日		
19		金	●		(休) 19		月		
20		土			20		火		
(休) 21		日			21		水	●	
22		月	●		22		木		
23		火			(休) 23		金		
24		水	●		24		土		
25		木			(休) 25		日		
26		金	●		26		月	●	
27		土			27		火		
(休) 28		日			28		水	●	
29		月	●		29		木		
30		火			30		金	●	
31		水			31				

出勤簿 2022年 令和4年

10月		曜日	印	備考	11月		曜日	印	備考
	1	土				1	火		
(休)	2	日				2	水	●	
	3	月	●		(休)	3	木		
	4	火				4	金	●	
	5	水	●			5	土		
	6	木			(休)	6	日		
	7	金	●			7	月	●	
(休)	8	土				8	火		
(休)	9	日				9	水	●	
	10	月				10	木		
	11	火				11	金	●	
	12	水	●			12	土		
	13	木			(休)	13	日		
	14	金				14	月	●	
(休)	15	土				15	火		
(休)	16	日				16	水	●	
	17	月	●			17	木		
	18	火				18	金	●	
	19	水	●			19	土		
	20	木			(休)	20	日		
	21	金	●			21	月	●	
	22	土				22	火		
(休)	23	日			(休)	23	水		
	24	月	●			24	木		
	25	火				25	金	●	
	26	水	●			26	土		
	27	木			(休)	27	日		
	28	金	●			28	月	●	
	29	土				29	火		
(休)	30	日				30	水		
	31	月	●			31			

出勤簿

2022年 令和4年 ~ 令和5年 出勤者



12月	曜日	印	備考	1月	曜日	印	備考
1	木			(休)	1 日		
2	金	●		(休)	2 月		
3	土			(休)	3 火		
(休)	4 日				4 水	●	
5	月	●			5 木		
6	火				6 金	●	
7	水	●			7 土		
8	木			(休)	8 日		
9	金	●		(休)	9 月		
10	土				10 火		
(休)	11 日				11 水	●	
12	月				12 木		
13	火				13 金	●	
14	水	●			14 土		
15	木			(休)	15 日		
16	金	●			16 月	●	
17	土				17 火		
(休)	18 日				18 水	●	
19	月	●			19 木		
20	火				20 金	●	
21	水				21 土		
22	木			(休)	22 日		
23	金	●			23 月	●	
24	土				24 火		
(休)	25 日				25 水	●	
26	月	●			26 木		
27	火				27 金	●	
28	水	●			28 土		
29	木			(休)	29 日		
30	金	●			30 月	●	
31	土				31 火		

出勤簿

2023年 令和5年

出勤者



2月		曜日	印	備考	3月		曜日	印	備考
1	水		●		1	水		●	
2	木				2	木			
3	金		●		3	金		●	
4	土				4	土			
(休) 5	日				(休) 5	日			
6	月		●		6	月		●	
7	火				7	火			
8	水		●		8	水		●	
9	木				9	木			
10	金		●		10	金			
11	土				11	土			
(休) 12	日				(休) 12	日			
13	月		●		13	月		●	
14	火				14	火			
15	水				15	水		●	
16	木				16	木			
17	金		●		17	金		●	
18	土				18	土			
(休) 19	日				(休) 19	日			
20	月		●		20	月		●	
21	火				(休) 21	火			
22	水		●		22	水			
(休) 23	木				23	木			
24	金		●		24	金		●	
25	土				25	土			
(休) 26	日				(休) 26	日			
27	月		●		27	月		●	
28	火				28	火			
29					29	水		●	
30					30	木			
31					31	金			

充当割 100/100

(人件費)

2022年4月～2023年3月までの労働保険
2名分

納付書・領収証書

労働保険 国庫金

取扱庁名
沖縄労働局

※取扱庁番号
00075679

徴収勘定 保険料収入及び
一般拠出金収入

労働保険
特別会計 0847

厚生労働省
所管 6118

令和 24 年

労働 保険 番号	都道府県	所管 管轄	基幹 番号	枝番 番号
127101044688				-000

※CD ※証券受領
全部 一部

翌年度5月1日以降 現年度歳入組

※会計年度(元号:令和は9) 元号 - 年度
※徴収年度(元号:令和は9) 元号 - 年度

- 納付の目的
- 令和 年度 概算 期
 - 増加賦課...1 期
引上...2 期
引上...3 期
引上...4 (翌年度前1期) 期
 - 令和 年度 確定

※収納区分

※認決区分

※内証券受領 円

(住所) 〒901-0045
糸満市糸満1948番地
マンション 及び 1F

(氏名)
糸満市 無料生活相談所 殿
伊 城 ノブ子

内 訳	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円			
	十	億	千	百
労働 保険料				¥ 5760
一般 拠出金				¥ 19
納付額 (合計額)				¥ 5779

上記の合計額を領収しました。

領収日付等

沖縄銀行 済
糸
4. 5. 11
T-3
(納付者減し)

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

統一様式-④

令和 4 年度 雇用職員申告票

議員名 玉城ノブ子

被雇用職員名	[Redacted]	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 議員の親族(続柄:)	<input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族外
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一	<input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

令和3年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名

[Redacted]



住所

[Redacted]

雇用者 沖縄県議会議員

玉城ノブ子



勤務の実態を証する提出書類

- 出勤簿 タイムカード その他: 広報紙配付実績一覧表

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

雇用契約書

生年月日 [REDACTED]	氏名 [REDACTED]
電話番号 [REDACTED]	[REDACTED]


下記条件にて契約いたします。

雇用期間	令和4年 4月 1日 ~ 令和5年3月31日
主な就業場所	玉城ノブ子無料生活相談所
主な職務内容	相談業務、その他事務
就業時間	月、11日間(週12時間)
休日	日曜、祝日、
給与(賃金)	月給 40000 円 (時給円)
給与支払日	毎月25日
支払方法	直接払い
備考	主に火、木、土勤務
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和4年 3月 31日

雇用者 氏名

玉城ノブ子 

被雇用者 氏名

[REDACTED]

勤務実態申告票

【議員名 玉城ノブ子】

職務内容

区分	職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの ・ 情報収集(新聞・雑誌・書籍・資料等) ・ 現地調査に係る補助随行(写真撮影、メモ作成等) ・ 訪問先との連絡・調整 等	35%
	研修に係るもの	0%
	広聴広報に係るもの ・ 印刷業者との調整等 ・ 広報紙の配付	10%
	要請陳情等に係るもの ・ 住民相談、意見交換の対応	40%
	会議に係るもの ・ 各種会議・住民相談会の準備	5%
	資料作成に係るもの	0%
	事務所での庶務に係るもの ・ 備品、消耗品等の管理 ・ 電話・来客対応、議員への連絡調整	10%
小計		100%
政務活動以外の活動に係る職務		0%

令和4年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者 玉城ノブ子



被雇用者



出勤簿

2022年 令和4年

出勤者

4月	曜日	印	備考	5月	曜日	印	備考
1	金			(休) 1	日		
2	土			2	月		
(休) 3	日			(休) 3	火		
4	月			(休) 4	水		
5	火	●		(休) 5	木		
6	水			6	金		
7	木	●		7	土	●	
8	金			(休) 8	日		
9	土	●		9	月		
(休) 10	日			10	火	●	
11	月			11	水		
12	火	●		12	木	●	
13	水			13	金		
14	木	●		14	土	●	
15	金			(休) 15	日		
16	土			16	月		
(休) 17	日			17	火	●	
18	月			18	水		
19	火	●		19	木	●	
20	水			20	金		
21	木	●		21	土	●	
22	金			(休) 22	日		
23	土	●		23	月		
(休) 24	日			24	火	●	
25	月			25	水		
26	火	●		26	木	●	
27	水			27	金		
28	木	●		28	土	●	
29	金			休 29	日		
30	土	●		30	月		
31	日			31	火	●	

出勤簿

2022年 令和4年

出勤者



6月	曜日	印	備考	7月	曜日	印	備考
1	水			1	金		
2	木	●		2	土	●	
3	金			3	日	休	
4	土	●		4	月		
5	日	休		5	火	●	
6	月			6	水		
7	火	●		7	木	●	
8	水			8	金		
9	木	●		9	土		
10	金			10	日	休	
11	土			11	月		
12	日	休		12	火	●	
13	月			13	水		
14	火	●		14	木	●	
15	水			15	金		
16	木	●		16	土	●	
17	金			17	日	休	
18	土	●		18	月	休	
19	日	休		19	火	●	
20	月			20	水		
21	火	●		21	木	●	
22	水			22	金		
23	木	●		23	土	●	
24	金			24	日	休	
25	土	●		25	月		
26	日	休		26	火	●	
27	月			27	水		
28	火	●		28	木	●	
29	水			29	金		
30	木	●		30	土		
31				休 31	日		

出勤簿

2022年 令和4年

8月				9月			
日	曜日	印	備考	日	曜日	印	備考
1	月			1	木	●	
2	火	●		2	金		
3	水			3	土	●	
4	木	●		(休) 4	日		
5	金			5	月		
6	土	●		6	火	●	
(休) 7	日			7	水		
8	月			8	木	●	
9	火	●		9	金		
10	水			10	土		
(休) 11	木			(休) 11	日		
12	金			12	月		
13	土	●		13	火	●	
(休) 14	日			14	水		
15	月			15	木	●	
16	火	●		16	金		
17	水			17	土		
18	木	●		(休) 18	日		
19	金			(休) 19	月		
20	土			20	火	●	
(休) 21	日			21	水		
22	月			22	木	●	
23	火	●		(休) 23	金		
24	水			24	土	●	
25	木	●		(休) 25	日		
26	金			26	月		
27	土	●		27	火	●	
(休) 28	日			28	水		
29	月			29	木	●	
30	火	●		30	金		
31	水			31			

出勤簿 2022年 令和4年

出勤者 XXXXXXXXXX

10月	曜日	印	備考	11月	曜日	印	備考
1	土			1	火	●	
(休) 2	日			2	水		
3	月			(休) 3	木		
4	火	●		4	金		
5	水			5	土	●	
6	木	●		(休) 6	日		
7	金			7	月		
8	土	●		8	火	●	
(休) 9	日			9	水		
(休) 10	月			10	木	●	
11	火	●		11	金		
12	水			12	土	●	
13	木	●		(休) 13	日		
14	金			14	月		
15	土			15	火	●	
(休) 16	日			16	水		
17	月			17	木	●	
18	火	●		18	金		
19	水			19	土		
20	木	●		(休) 20	日		
21	金			21	月		
22	土	●		22	火	●	
(休) 23	日			(休) 23	水		
24	月			24	木	●	
25	火	●		25	金		
26	水			26	土	●	
27	木	●		(休) 27	日		
28	金			28	月		
29	土	●		29	火	●	
(休) 30	日			30	水		
31	月			31			

出勤簿

2022年 令和4年~令和5年 出勤者

12月	曜日	印	備考	1月	曜日	印	備考
1	木		●	(休)	1 日		
2	金			(休)	2 月		
3	土			(休)	3 火		
(休)	4 日				4 水		
5	月				5 木	●	
6	火		●		6 金		
7	水				7 土	●	
8	木		●	(休)	8 日		
9	金			(休)	9 月		
10	土		●		10 火	●	
(休)	11 日				11 水		
12	月				12 木	●	
13	火		●		13 金		
14	水				14 土	●	
15	木		●	(休)	15 日		
16	金				16 月		
17	土				17 火	●	
(休)	18 日				18 水		
19	月				19 木	●	
20	火		●		20 金		
21	水				21 土		
22	木		●	(休)	22 日		
23	金				23 月		
24	土				24 火	●	
(休)	25 日				25 水		
26	月				26 木	●	
27	火		●		27 金		
28	水				28 土	●	
29	木		●	(休)	29 日		
30	金				30 月		
31	土		●		31 火	●	

出勤簿

2023年 令和5年

出勤者

2月				3月				
曜日	印	備考	曜日	印	備考	曜日	印	備考
1	水		1	水		1	水	
2	木	●	2	木	●	2	木	●
3	金		3	金		3	金	
4	土	●	4	土	●	4	土	●
(休) 5	日		(休) 5	日		(休) 5	日	
6	月		6	月		6	月	
7	火	●	7	火	●	7	火	●
8	水		8	水		8	水	
9	木	●	9	木	●	9	木	●
10	金		10	金		10	金	
11	土	●	11	土		11	土	
(休) 12	日		(休) 12	日		(休) 12	日	
13	月		13	月		13	月	
14	火	●	14	火	●	14	火	●
15	水		15	水		15	水	
16	木	●	16	木	●	16	木	●
17	金		17	金		17	金	
18	土		18	土	●	18	土	●
(休) 19	日		(休) 19	日		(休) 19	日	
20	月		20	月		20	月	
21	火	●	(休) 21	火	●	(休) 21	火	●
22	水		22	水		22	水	
(休) 23	木	●	23	木	●	23	木	●
24	金		24	金		24	金	
25	土	●	25	土		25	土	
(休) 26	日		(休) 26	日		(休) 26	日	
27	月		27	月		27	月	
28	火	●	28	火	●	28	火	●
29			29	水		29	水	
30			30	木	●	30	木	●
31			31	金		31	金	